

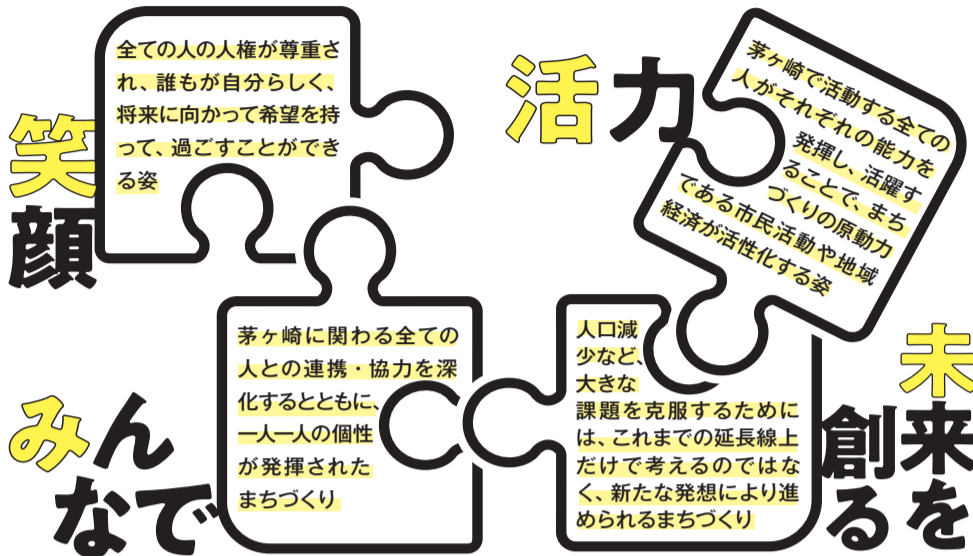
10年間のまちづくり指針 総合計画 CHIGASAKI CITY 新たな総合計画が4月からスタート

総合計画では、市の目指す「将来の都市像」と、その実現に向けた「政策目標」と「行政運営の基本姿勢」を定めています。今年度から2030年度までの10年間は新しい総合計画に基づいてまちづくりを推進します。
【企画経営課企画経営担当】



将来の都市像

笑顔と活力にあふれ みんなで未来を創るまち 茅ヶ崎



行政運営の基本姿勢

未来創造への挑戦

社会環境の変化に迅速に対応する職員力・組織力の向上を図り、質の高い行政サービスを提供し、未来へつなげる行政経営を行います。

市民との関係の深化

市民との双方向コミュニケーションを行い、市民が力を発揮できる社会を構築します。

政策目標

- ①子どもが希望を持って健やかに成長し、次代を担うひとが育つまち
- ②地域が活力にあふれ、交流とにぎわいのあるまち
- ③共に見守り支え合い、誰もが健康に暮らすまち
- ④誰もがいつでも学べ、生きがいを持って自分らしく暮らすまち
- ⑤豊かな自然と共存し、心地よい生活環境のあるまち
- ⑥安全で安心して暮らせる、強くしなやかなまち
- ⑦利便性が高く、魅力的な都市空間が整うまち

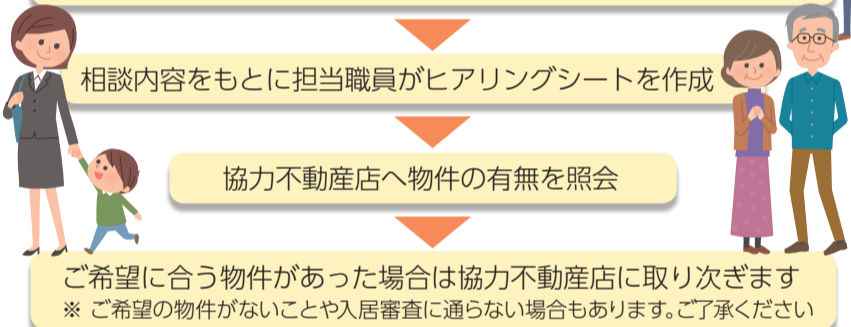
将来都市像の実現に向けた行政経営

茅ヶ崎市 居住支援制度 住まい探しをお手伝い

「立ち退きを求められた」「今の家賃だと生活が苦しい」「どこの不動産店に行けばよいか分からない」など、住まいにお困りの方の住まい探しを市が協力不動産店とお手伝いします。
【都市政策課住宅政策担当】

利用方法

住まいの相談窓口(市役所都市政策課)へ来庁、電話またはメール (☒toshiseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp)でご相談
※ 電話、メールの場合、後日来庁していただくこともあります



住居確保給付金のご案内

経済的に困窮し、住居を喪失した方、または喪失するおそれがある方へ求職活動などを条件に家賃相当額を家主などに一定期間支給します。
【生活支援課生活自立相談窓口】

特定歴史公文書等が利用可能に

4月1日(木)から茅ヶ崎市公文書等管理条例が施行され、特定歴史公文書等が利用できるようになります。
【文化生涯学習課市史編さん担当】



特定歴史公文書等：行政文書としての保存期間が満了した後、歴史資料として重要であると判断した公文書と寄贈・寄託文書

特定歴史公文書等の利用を希望する場合は、市役所文化生涯学習課に「特定歴史公文書等利用請求書」を提出してください。提出後、個人情報等の内容確認のため、閲覧または写しの交付を受けるまでに日数を要します。なお、写しなどの交付に要する費用は利用者の負担となります。

交通安全教室 動画配信・DVD貸し出しを開始

市では交通安全の意識向上を目的に、幼児や小・中学生、大人向けにそれぞれ交通安全教育の動画を作成しています。4月5日(月)から動画配信とDVDの貸し出しを開始します。交通安全の再確認として地域や市民団体などで活用しませんか。
【安全対策課安全対策担当】



交通安全マスコットのモン太くんが解説

DVD 希望されるDVDが貸し出し中の場合がありますので、事前に市役所安全対策課までお問い合わせください。詳細は市冊を参照

動画配信 録画した動画は市冊で配信

相談窓口一覧

相談名	日時・場所 (明記のない場合は市民相談課)
市民相談	月～金 8時30分～17時
市民安全相談/交通事故相談/防犯相談	月～木 9時～16時
行政相談	第2・4水 13時～15時
建築紛争相談	原則第3水 13時～16時
法律相談(同じ内容は1人1回のみ)	火・木 10時～15時30分
人権相談	第2金、第4火 13時～16時
予約制 税務相談	第1・3水、13時～16時
公証相談(遺言、大切な契約など)	第2月 13時～16時
不動産相談	第1・3金 13時～16時
分譲マンション管理相談	第2金 13時～16時
司法書士相談(不動産、商業登記など)	第2火 13時～16時
遺言と終活の相談(相続手続きなど)	第2金 13時～16時 寒川町役場町民相談室☎(74)1111
多重債務相談(市職員)	第4月 13時～16時
多重債務相談(市職員)	月～金 8時30分～17時
犯罪被害者等支援相談	市職員 月～金 8時30分～17時 ピア神奈川* 第1・3水 10時～15時 ※被害者支援自助グループ
消費生活相談	月～金 9時30分～16時(消費生活センター) 月・木 10時～16時(受付は15時まで) 寒川町役場消費生活相談室☎(74)1111
予約制 消費生活法律相談	偶数月の第2金 13時～16時(消費生活センター)
家計あんしん相談	第1木 11時～11時50分、13時～14時50分(消費生活センター)
生活自立相談	月～金 8時30分～17時 生活自立相談窓口(市役所分庁舎2階)
がん相談	月～金 8時30分～17時 市立病院がん相談支援センター☎(52)1111

相談日の前日17時(法律相談は相談日の前日15時)までに予約がない場合は相談は開設しません

広報ちがさきの開き方の変更 広報ちがさき・ちがさき市議会だよりの配布方法の変更

本紙の多くを占める横書き記事を読みやすくするため、今号から開き方を左開きに変更します。毎号保管をいただいている方には、大変ご不便をおかけしますが、ご理解のほどお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止の緊急対応としていたポスティング業者による戸別配布を終了し、5月1日号からは自治会や管理組合など地域のみなさんのご協力のもと、配布します。
【秘書広報課広報担当・議会事務局議事調査担当】

茅ヶ崎市保健所コロナ受診相談センター ☎(55)5395

受付時間

月～金曜日9時～19時 土曜日・祝日9時～17時

※ 感染状況により受付時間が変更となることがあります
※ 聴覚に障害のある方や電話での相談が難しい場合は ☎(82)0501へ

